

千葉県個人情報保護条例第 2 条第 3 号の記述等並びに同条第 5 号口の施設及び同号ハの電磁的記録を定める規則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、千葉県個人情報保護条例第 2 条第 3 号の記述等並びに同条第 5 号口の施設及び同号ハの電磁的記録を定める規則について所要の改正を行う必要があるため。

2 改正内容

第 2 条第 1 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 548 号)第 4 条第 1 号」を「個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)第 2 条第 1 号」に、「総務省令」を「個人情報保護委員会規則」に改める。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日